

# 内閣府 補足説明資料

平成 27 年 1 月 9 日



# 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

## ■1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

## ■2 主唱及び参加省庁等

- ・主唱 内閣府
- ・参加省庁等 各省庁、都道府県、市区町村
- ・協力団体 25 団体(青少年育成関係団体 等)
- ・協賛団体 59 団体(業界団体、業界自主規制団体 等)

## ■3 重点課題

**■重点課題 1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進**

**■重点課題 2 有害環境への適切な対応**

**■重点課題 3 薬物乱用対策の推進**

**■重点課題 4 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止**

**■重点課題 5 再非行(犯罪)の防止**

**■重点課題 6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応**

**■重点課題 7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止**



# 青少年のインターネット利用環境づくり フォーラム

平成26年6月

内閣府

## 26年度事業の概要

事業概要：地域における青少年のインターネット環境整備に係る各種取組を支援するため、全国を6ブロックに分けて、教職員・保護者等の地方で活躍するキーパーソンを対象とするフォーラムを開催する。

開会時期：平成26年8月～12月

開催箇所：全国6カ所

参加人数：各ブロック200～300名（予定）※各ブロックの状況により変更

開催内容：青少年のインターネット利用環境は、近年スマートフォンやタブレット等に代表される新しい機器の登場等により著しく変化しており、青少年及び保護者等が安全に利用できるよう早急な対策が必要。そのため、国・地方公共団体・民間団体が一体となって、関係機関・団体の取組を支援するフォーラムを開催。

国

地

民

国による啓発

地方公共団体等による啓発

携帯電話事業者・SNS事業者等、民間団体による啓発

## 26年度開催ブロック及び開催地

平成26年8月～26年12月までに全国6カ所で実施。

北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東ブロック : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
山梨県、

東海・北陸・信越 : 新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、

プロック 静岡県、愛知県、三重県

近畿ブロック : 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国ブロック : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、  
高知県

九州・沖縄ブロック : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

4

## 26年度実施スケジュール

日 程	開 催 地	会場
8月6日(水)	徳島県 (徳島市)	とくぎんトモニプラザ
10月8日(水)	佐賀県 (佐賀市)	アバンセ佐賀県立生涯 学習センター
11月14日(金)	神奈川県 (横浜市)	横浜情報文化センター
11月28日(金)	兵庫県 (神戸市)	神戸クリスタルホール
12月5日(金)	新潟県 (三条市)	燕三条地場産業振興センター リサーチコア
12月12日(金)	秋田県 (秋田市)	県生涯学習センター

5

# お子様が安全に安心してインターネットを利用するための保護者ができること



## 1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、**青少年にとって欠かせない存在**となっています。

しかし、インターネットの利用によって、不適切な表現や画像など、**青少年の健全な成長に悪い影響を与える情報**にも、触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、**友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれること**もあります。例えば、いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、**犯罪の加害者側になることもあります**。行為によっては罰せられる場合もあります。

このようなリスクを減らして、安全・安心なインターネット利用環境を実現するため、「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律**（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、**保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切です**。

### ◎お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、**保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握とともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めること**とされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

## 2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様にどのような機器を持たせていますか？ どのようにインターネットを利用させていますか？
- お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 例えば、街なかの無線LAN回線（Wi-Fiなど）を利用することはありますか？
- 保護者の目が届かない場合でも、親子で話し合ってルールを決めていますか？ フィルタリングなどを設定していますか？



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



ゲーム機



タブレット型携帯端末



携帯音楽プレイヤー

- 上記のようなモバイル端末の普及により、**お子様のインターネットの使い方が急激に変化**しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、**保護者が気づいていない使い方をしていませんか？**

### □ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できるコミュニケーションアプリが急速に普及しています。複数で利用できることからトラブルも発生しています。また、見知らぬ人との出会いにつながる可能性がある「IDの取得」には注意が必要です。

### □ 歩きスマホ、ながら操作

スマートフォンなど、モバイル端末が普及し、車の通る道路や駅のホームで歩きながら、自転車に乗りながら、端末を操作する人が増えています。意識が画面に集中することで視界も狭くなり、他人やモノにぶつかり、**大怪我をしたり、怪我をおわせたりするような事故**も増えていることから注意が必要です。

チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器が増えています。例えば、**携帯音楽プレイヤーでもスマートフォンと同じようなサービスやアプリを利用できる機器**があります。



### □ 店舗などの無線LAN回線（Wi-Fiなど）の利用

近年、コンビニや公共施設などで、無線LAN回線（Wi-Fiなど）を無料提供する場所が増えています。**遊びに出た先で利用している可能性**もありますので、無線LAN回線（Wi-Fiなど）でも安全に使えるように親子で工夫しましょう。【3-(3)-Bを参照】

### □ いわゆるネット依存

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、**意識せずに長時間利用する人が増えています**。

お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、怒って追い込むのは逆効果。**親子のコミュニケーションを増やすながら見守りましょう**。







# 都道府県青少年条例制定状況及び 青少年有害図書等指定状況調査・公表

ログイン



内閣府では、各都道府県が制定している青少年育成条例等の現況の調査・公表や、同条例に基づいて、青少年の育成にとって有害とされた図書類等の調査をおこなっております。

また、青少年の育成のための取組について、調査・公表を実施しております。

## 都道府県における 青少年育成条例・規則等の制定状況

各都道府県で制定している青少年育成条例や施行規則、関係条例を掲載しております。

## 都道府県における 青少年有害指定状況の現況



各都道府県で、青少年育成のための取組の一環としての、有害図書類等の指定状況を掲載しております。

## 都道府県の取り組み



各都道府県における、青少年育成のための諸々の取組について、掲載しております。

## リンク集

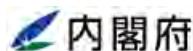


関係省庁・自治体や諸団体における、青少年育成に関するウェブページのリンク集です。

青少年育成条例担当者変更の際は

新担当者の役職、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号をメールにてお知らせ願います。

[ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)  
電話:03-5253-2111

Copyright©2014 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.

# 諸外国における有害環境への法規制 及び非行防止対策等に関する実態調査研究

## 報告書

### 調査の概要

内閣府では平成13年度において、諸外国における（アメリカ、イギリス、ドイツ）有害環境への規制に関する調査研究を行った。本年度の調査はこの調査を更新するものである。

#### 【法規制と実行体制】

表Aに法規制・制度に関する分野別の前回調査の更新を示す。また、表Bにはこれまでの青少年保護に関する関連法規と政策の変遷をまとめた。3ヶ国の法規制へのアプローチを端的に比較すると、アメリカ・イギリスは比較的きめ細かく法体系を整備し、児童ボルノを中心とする青少年保護を目的とした有害情報対策として法規制の整備を行っていることである。一方、ドイツは青少年保護の観点から、独立した法体系を整備し、有害情報対策を講じていることが特徴である。

アメリカ、イギリスは法整備の実行のために、各法執行機関間の連携が進められている。この一環として、アメリカとイギリスは2013年12月に共同によるタスクフォースの設立を発表している。

アメリカでは、歴史的に、憲法上「言論の自由」の立場がとられていることから、直接的に政府がコンテンツを制作することを規制したり、違法有害情報へのインターネット上の削除等の対応を義務付ける法令はなく自主規制を原則とする。この自主規制は連邦通信委員会からの要請を契機としてつとも自主的な取り組みが強調され政府機関の関与は限られている。

イギリスにおいても、違法有害情報への削除等の対応を義務付ける法令は存在しない。青少年保護を目的に制定された法律の原則が遵守されるよう政府が民間を指導する。しかし、サービスプロバイダーの責任を制限する法律が施行されている。これは、イギリスではフィルタリングの枠組みとその運用指針を定めた自主規制原則自体が英國情報通信庁との協議により策定されており、監視を行う機関も準政府機関であり比較的の強度の政府介入が行われている。2013年7月、キャメロン首相はコンピュータやスマートフォンなどからインターネットに接続する際、初期設定でアダルトサイトへのアクセスを制限する計画を発表し、これを受け、グーグル等は具体的な対策を講じた。

ドイツでは、2003年に青少年保護法の大幅な改正が行われ、コンピュータゲームとインターネットに関する規制が大幅に強化され、青少年メディア保護の向上に向けた法的整備がなされた（2008年10月31日に最終改正）。青少年メディア保護州際協定も同日施行された。また、連邦法である本法律と州法である「テレメディア州際協定」が設けられ、イ

ンターネットを含むメディア上の有害情報を規制する。「青少年に極めて有害なメディア」の定義を拡大し、「金髪を支配する自己目的な残酷な暴力描写」が加わった。有害なメディアの例示に、暴力描写を自己目的としているもの及び自力制裁を進めているものも加わっている。

イギリス、ドイツとも、EU加盟国として、EUが2011年12月17日に施行された「児童の性的虐待及び制的搾取並びに児童ポルノの対策に関する指令」により、2013年12月18日までにこれに適合した国内法を定める義務が生じている（本調査時点では両国とも国内法が定められているかは確認できなかった）。

#### 【規制に対する世論】

青少年に対する有害情報規制への世論については、アメリカは青少年を有害環境から守るために厳しい取り締まりが必要だとすることを基本姿勢としながらも、言論の自由を原則とする連邦法に軸足を置く立場もある。具体的にはオンライン上の言論を刑法で罰する法案が起草されたものの廃案になった事例もある。

イギリスは、インターネットの安全に関する団体が単に、オンラインプロッキングに限らず、幅広く子どもとインターネットの付き合い方を政府に提言している。一方、子どもの責任は保護者にあるという考え方の下、フィルタリングを一種の「検閲」として反対するものも存在する。

ドイツは、政府が行ったアンケート調査で91%が児童ポルノの遮断を歓迎する。一方、インターネットサービスプロバイダーに児童ポルノサイトのブロッキングを義務付ける内容を盛り込んだ法案に各界は反対運動を起こし、結局、この法案は施行されたものの後に廃案になっている。反対団体は児童の性的な増殖は「検閲」ではなく、より実効的な取組が必要であるとしている。

#### 【自主規制】

アメリカでは実務上は、政府が民間企業や業界団体と協力することで民間主導の自主規制を促す。イギリスは、近年、EU及びイギリスの情報通信政策全般において重要な「共同規制」の概念が存在する。法制度と民間による自主的取組を組み合わせた対応となつていて。ドイツは、マルチメディアサークルハイダーが自主規制協会を立ち上げメディア教育を進めているが、政府が「連邦青少年メディア審査会」を設立するなど、政府主導の取組が推進されている。

表A：前回調査の更新（その1）

分野	アメリカ	イギリス	ドイツ
出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童オンラインプライバシー保護法の改正（2012年）</li> <li>・児童ポルノ規制（合衆国法典18編2252条、2256条）</li> <li>・職業ジャーナリスト協会による自主規制</li> <li>・児童ポルノ禁止法（Protect Act of 2003）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノの禁止（1978年児童保護法1条、2条、6条、7条）</li> <li>・児童のいがわしい写真保持についての罰則（わいせつ出版物法1959年/1964年）</li> <li>・刑事司法法（1988年）</li> <li>・2003年犯罪法</li> <li>・2009年檢死官及び刑事司法改革法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法120条、131条、184条（2005年改正）</li> <li>・青少年に有害な文書の頒布に関する法律（2008年）</li> </ul>
<b>【規制に対する世論】</b>			
映画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノ規制（合衆国法典18編2252条、2256条）</li> <li>・米国50州のうち36州は独自の州法（児童エンタテインメント法）を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの事前格付（1984年ビデオ・レコードデイング法）</li> <li>・米国50州のうち36州は独自の州法（児童エンタテインメント法）を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年保護法3条、11条、12条、14条、15条、18条（2003年施行、2008年改正）</li> <li>・映画自主規制組織（FSK）</li> <li>・公共の場所における青少年を保護するための法律（2001年改正）</li> </ul>
ビデオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノ規制（合衆国法典18編2252条、2256条）</li> <li>・エンターテインメントソフトウェアレイティング委員会によるレイティング審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの事前格付（1984年ビデオ・レコードデイング法）</li> <li>・エンターテインメントソフトウェアレイティング審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年保護法12条、13条（2003年施行、2008年改正）</li> <li>・エンターテインメントソフトウェア自主規制機関（USK）</li> <li>・青少年に有害な文書の頒布に関する法律</li> </ul>

表A：前回調査の更新（その2）

分野	アメリカ	イギリス	ドイツ
放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信法改正法 (504編、505編、551編)           <ul style="list-style-type: none"> <li>児童テレビプログラム</li> <li>合衆国法典 18編 1464条の施行 (47 CFR 73.399)</li> <li>Child Safe Viewing Act (2008年)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年通信法による審査基準・放送事業者が遵守すべき番組制作の基準 (OFCOM策定)。「青少年保護」「犯罪行為を誘発する番組の禁止」「公平性の確保」「正確性の確保」等の規定</li> <li>テレメディア法改正 (2007年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年通信法による審査基準・放送にに関する州際協定 (3条、7条、49条 (2003年))</li> <li>刑法 184条           <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年保護法 (2003年施行、2008年改正)</li> <li>テレビ自主規制機関 (FSF)</li> <li>テレメディア法改正 (2007年)</li> </ul> </li> </ul>

表B：青少年保護に関する関連法制と政策の変遷

分野	アメリカ	イギリス	ドイツ
			<ul style="list-style-type: none"> <li>1950年代旧青少年保護法、有害文書法及び放送州際協定</li> <li>1978年児童保護法 (児童ポルノの規制、94年刑事司法及び公共秩序法により電子的データ形式での写真を含む。擬似ポルノも規制)</li> <li>1984年ビデオ・レコードイング法 (コンテンツの事前格付け)</li> <li>1984年児童保護法 (適用年齢18歳に引き上げ、わいせつな・営利性排除)</li> <li>1986年児童性的虐待ポルノ法 (広告制作禁止)</li> <li>1988年児童保護及びわいせつ強制執行法 (コンピュータ利用による政権所持違法)</li> <li>1990年児童保護復旧及び刑事強化法 (3つ以上の単純所持禁止)</li> <li>1993年刑法改正 (児童ポルノの禁止)</li> <li>1994年刑事司法及び公共秩序法 (わいせつ描写物の電気的伝送を禁止化)</li> <li>1995年、1964年わいせつ物出版法</li> </ul>

